

## 認証の詳細

### <回転ハンガー>

#### — 目 次 —

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
  - 表 1 : 製造設備基準
  - 表 2 : 検査設備基準
  - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
  - 表 4 : 型式確認申請手数料
  - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
  - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
  - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
  - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
  - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）
  
2. ロット認証による SG マーク表示の場合
  - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
  - 表 11 : ロット認証の申請手数料
  - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 切削加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に切削加工ができること。
3. 曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 穴加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切に穴加工ができること。
5. プレス加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切にプレス加工ができること。
6. 溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	6. 適切に溶接加工ができること。
7. 塗装設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	7. 適切に塗装加工ができること。
8. めっき処理加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	8. 適切にめっき処理加工ができること。
9. 組立設備	9. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
<p>ただし、切断加工設備、切削加工設備、曲げ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、塗装設備、めっき処理設備及び組立設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 洋服掛けの耐荷重試験設備	1. 重錘及び試験に必要な治工具を備えていること。 金属製直尺 (JIS:B7516-1987 年) またはこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
2. 回転機構部の耐荷重試験設備	2. 重錘及び試験に必要な治工具を備えていること。 金属製直尺 (JIS:B7516-1987 年) またはこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
3. 洋服掛けの偏荷重試験設備	3. 重錘及び試験に必要な治工具を備えていること。 金属製直尺 (JIS:B7516-1987 年) またはこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
4. 耐水平荷重試験設備	4. 耐荷重試験機 100N(100kgf) の荷重を加えることができるもの。及び試験に必要な治工具を備えていること。
5. 棚板の耐荷重試験設備	5. 質量 1.5 kg の重錘及び試験に必要な治工具を備えていること。
6. 引出しの耐荷重試験設備	6. 質量 0.3 kg 及び質量 0.6 kg の重錘並びに試験に必要な治工具を備えていること。金属製直尺 (JIS:B7516-1987 年) またはこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
7. 安定性試験設備	7. 傾斜板 (10° まで徐々に傾斜角度を上げられるもの。) 及び試験に必要な治工具を備えていること。
<p>ただし、洋服掛けの耐荷重試験技術、回転機構部の耐荷重試験技術、洋服掛けの偏荷重試験技術、耐水平荷重試験技術、棚板の耐荷重試験技術、引出しの耐荷重試験技術及び安定性試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
構造 1	(1) 四角形のもの (2) 円形のもの (3) 楕円形のもの (4) その他のもの
構造 2	(1) 引出しを有するもの (2) 引出しを有しないもの
最大高さ	(1) 1,800mm未満のもの (2) 1,800mm以上のもの



表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1 台/型式  試料を送付する 際は、メモ添付 等分かるように してください。
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 3 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 37mm×37mm です。 交付単位は 20 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	82.5 円/台 (税抜 75 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 3 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221
	<東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
	◆一般財団法人ポーケン品質評価機構

	<p>&lt;生活用品試験センター&gt;  〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24  TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p>&lt;東京事業所&gt;  〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1  TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381</p> <p>&lt;名古屋営業所&gt;  〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15  TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p>&lt;岡山生活用品試験センター&gt;  〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1  TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上海愛麗服装検修有限公司（中国）</li> <li>・ 常州市波肯紡織檢測有限公司（中国）</li> <li>・ 青島紡検有限公司（中国）</li> <li>・ SGS 香港株式会社（中国）</li> <li>・ SGS Taiwan Limited（台湾）</li> <li>・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国）</li> <li>・ SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国）</li> <li>・ 財団法人 FITI 試験研究院（韓国）</li> <li>・ PT. SGS INDOONESIA（インドネシア）</li> <li>・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）</li> <li>・ SGS Thailand Ltd.（タイ）</li> </ul> <p>◆一般財団法人日用金属製品検査センター</p> <p>&lt;本部&gt;  〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-9  TEL. 0256-62-3131 FAX 0256-62-3879</p> <p>&lt;大阪事業所&gt;  〒537-0014 大阪市東成区大今里西 4-22-4  TEL/FAX 06-6972-1653</p>
--	--

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 69,300 円（税抜 63,000 円）  ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。  (2) 同等性検査（①+②+③） ① 82.5 円/台（税抜 75 円/台） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数        検査料  160 以下        17,600 円（税抜 16,000 円） 161～650        22,000 円（税抜 20,000 円） 651～1,600      26,400 円（税抜 24,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。
一般財団法人 ボークン品質評 価機構	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 61,160 円（税抜 55,600 円）  ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。  (2) 同等性検査（①+②+③） ① 82.5 円/台（税抜 75 円/台） ② ロットの大きさ毎の額 ロット数        検査料  160 以下        23,100 円（税抜 21,000 円） 161～650        30,800 円（税抜 28,000 円） 651～1,600      46,200 円（税抜 42,000 円） ③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）	

<p>一般財団法人日 用金属製品検査 センター</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 73,700 円（税抜 67,000 円）</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 82.5 円/台（税抜 75 円/台）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="470 694 1141 907"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>24,200 円（税抜 22,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>33,000 円（税抜 30,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）	161～650	24,200 円（税抜 22,000 円）	651～1,600	33,000 円（税抜 30,000 円）	
ロット数	検査料									
160 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）									
161～650	24,200 円（税抜 22,000 円）									
651～1,600	33,000 円（税抜 30,000 円）									

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 37mm×37mm です。</p> <div data-bbox="762 524 1023 779" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更